

八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

本ガイドラインは、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の貸館業務を再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」等に基づき、来館者、使用者及び施設管理者が実施すべき感染拡大予防対策の基本的事項を示すものである。なお、本ガイドラインは、今後、国や府の方針をはじめ、全国的な感染者の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、段階的に改訂を行うものとする。

1 感染拡大防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館者及び使用者等に対し、手指の消毒やマスク着用等の基本的な感染予防対策の徹底を要請するとともに、当面の間、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「3つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避し、来館者、使用者、地域住民及び職員等の安全を確保することに努めるものとする。

2 リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、使用者や職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討するものとする。また、貸館業務の再開に伴い、③集客施設のリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も行うものとする。

（１）接触感染のリスク評価

複数の使用者と共用する備品等やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を特定する。特に公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」に示された、手すりや蛇口等の高頻度接触部位について評価する。

（２）飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや施設内で大声等を出す場がどこにあるかを評価する。

（３）集客施設のリスク評価

事業を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

（４）地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。

3 リスク評価に基づく使用の制限

（１）換気が十分にできない部屋の使用は認めない。

（２）密集を避けるため、使用人数は、各部屋の定員数の半分以上を上限とする。上限内における使用人数の設定は、部屋の形状等を考慮して、施設管理者が行うものとする。

（３）人との接触を避け、対人距離を2m（最低1m）以上確保できる場合に限り使用を認める。

（４）互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多数の者が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を伴う使用は認めない。ただし、使用者が「3つの密（密閉、密集、

密接)」を避け、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染や飛沫感染のリスクに対して十分な予防対策を講じた場合には使用を認める。

(5) 来館者及び使用者で次に該当する者については、使用を認めない。

- ① 37.5 度以上の発熱（または平熱比 1 度超過）がある者。
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳や喉の痛み等の症状がある者。
- ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者。

4 来館者が講じるべき具体的な対策

- (1) 咳エチケットを心掛け、マスク等を着用すること。
- (2) 入館時には、手指の消毒を行うこと。
- (3) 対人距離をできる限り 2 m（最低 1 m）以上確保すること。
- (4) 必要に応じて、大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」を活用すること。

5 使用者が講じるべき具体的な対策

(1) 施設使用前の感染予防対策等

- ① 使用者は、検温を行い、健康状態に問題がないことを確認すること。
- ② 使用団体の代表者は、使用者全員の検温を実施する等の確認を行い、前述「3 リスク評価に基づく使用の制限」(5)の①～③に該当する者がいないことを確認すること。
- ③ 消毒液を持参すること。
- ④ 使用団体の代表者は、使用者全員の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、貸室使用後 1 か月間は適正に管理すること。また、名簿は必要に応じて、保健所等へ提供されうることが事前に使用者全員に周知すること。

(2) 施設使用時の感染予防対策

(消毒作業の実施)

- ① 手洗い・手指の消毒を徹底すること。
- ② 使用前・使用後において、部屋のドアノブや窓の開閉部、電気のスイッチ等、複数の使用者の手が触れる箇所の消毒を実施すること。
- ③ 使用前・使用後において、会議机や椅子の背もたれ、備品等の消毒を実施すること。
- ④ 通常のごみのほか、消毒に使用したごみも必ず使用者が持ち帰ること。

(使用中の注意事項)

- ① 30 分に 1 回程度を目安として、開窓・開扉等による換気を徹底すること。機械換気がある部屋を使用する場合は、職員等の指示に従い、機械換気を使用すること。
- ② 咳エチケットを心掛け、マスク等を着用すること。
- ③ 直接手で触れることができる展示物等は展示しないこと。
- ④ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないこと。
- ⑤ 人との接触を避け、対人距離をできる限り 2 m（最低 1 m）以上確保すること。
- ⑥ 着席時は真向かいに座らず、互い違いに座るようにすること。
- ⑦ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多数の者が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を避けること。
- ⑧ 感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに職員等に報告を行い、指示に従うこと。また、使用団体の代表者は、保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示に従うこと。症状が重篤な場合は、保健所と相談の上、医療機関へ搬送すること。

(3) その他留意事項

- ① 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行うこと。
- ② 使用団体の代表者は、感染拡大防止のために遵守すべき事項が定められた「八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」のご使用にあたっての確認書」に署名の上、提出すること。また、その内容について使用者全員に周知すること。
- ③ 部屋の使用時、職員等による巡回を実施する場合があるため、巡回の職員を受け入れるとともに巡回職員による指示がある場合は、これに従うこと。
- ④ 職員等の指示に従わない場合や施設の運営上支障があると判断された場合は、職員等が使用の中止を要請することがあるため、これに応じること。
- ⑤ 使用者に起きた損害及び参加者が起こした損害については、使用団体（代表者）が責任を負うこと。
- ⑥ 八尾市が貸館を中止する期間における使用許可については、取り消しとなることを承知すること。また、施設の使用制限に伴う取り消しについても同様の取扱いとする。
- ⑦ 必要に応じて、大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」を活用すること。

6 施設管理者が講じるべき具体的な対策

(1) 来館者及び使用者に対する注意喚起等

- ① 事前に施設使用の注意点をホームページ及び施設の入り口等に明示する。
- ② 咳エチケット、マスク等の着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ③ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多数の者が集まり、室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促す。
- ④ 前述「5 使用者が講じるべき具体的な対策」について周知し、使用者に対して感染予防対策の徹底を促す。
- ⑤ 使用団体の代表者に対し、使用の都度、使用者名簿を作成すること及び貸室使用后、1か月間は適正に管理するよう求める。また、使用者で感染者が発生した場合、施設管理者が名簿の提出を要請する場合があることや、必要に応じて、施設管理者から保健所等公的機関へ提出することがあることを事前に周知し、個人情報適切に取り扱う。
- ⑥ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応が求められることを周知し、対応を促す。
- ⑦ 大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー」を取得し、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）を遵守している施設であることを示す。
- ⑧ 大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」の QR コードを施設出入口付近の分かりやすい箇所に掲示し、使用者等に活用を呼びかける。

(2) 施設における消毒等

- ① 施設出入口付近にアルコール消毒液等の手指消毒剤を設置する。
- ② 1日2回（午前と午後）以上を目安に貸室の使用頻度に応じて、アルコール消毒液等で館内の消毒を行う。不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコール消毒液等で清拭消毒を行う。
- ③ 感染リスクが比較的高いと考えられるトイレ内の不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ、水栓レバー等）については、定期的に清拭消毒を行う。
- ④ 他者と共用する備品等やドアノブ等の手が触れる場所を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位に留意する。
- ⑤ 消毒に使用した紙類等はすぐにビニール袋に入れて密閉し、さらに別のビニール袋に入れた状態で廃棄処分する。

(3) 施設の安全確保のために実施する事項

- ① 換気を徹底する。
- ② 人と人との接触を避け、対人距離をできる限り2m（最低1m）確保することに努め、大人数の来館があった場合は、入館を制限する等の対応を行う。
- ③ 施設出入口付近やトイレ前等の場所において、行列が生じる場合、できる限り2m（最低1m）間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないような工夫を行う。
- ④ 部屋の使用人数については、各室に定められた定員数の半分以上を上限として、部屋の形状等を考慮して設定し、その範囲内にて使用するよう周知する。また、机や椅子の数を減らし、互い違いに着席する等の配置を行い、着席数を制限する。
- ⑤ 直接手で触れることができる展示物は展示しない。
- ⑥ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ⑦ 感染予防対策が実施できているかどうか、適宜、巡回等にて確認を行う。また、使用団体が前述「5 使用者が講じるべき具体的な対策」を遵守していないことが確認された場合は、当該ガイドラインに定める感染予防対策を実施するよう指示する。
- ⑧ 使用団体が職員等の指示に従わない場合や施設の運営上支障があると判断した場合は、施設の使用を中止させる。
- ⑨ 地域での感染拡大の可能性が報告された場合、感染拡大防止と使用者等の安全を確保するため、使用中止を要請する等の対応を行う。

(4) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ① 速やかに別室に移し隔離する。
- ② 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を行う。
- ③ 感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ④ 使用団体の代表者に対し、保健所への連絡及び消毒や濃厚接触者調査の指示を受けるよう促す。
- ⑤ 当日施設を使用した団体に対し使用者名簿の提出を求めるとともに、感染者と接触した職員等のほか来館者の氏名及び連絡先を把握し名簿を作成する。
- ⑥ 症状が重篤な場合は、保健所と相談し医療機関へ搬送する。